主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鬼追明夫の上告趣意は、憲法三一条違反をいうが、その実質は原判決の維持する第一審判決の法令適用の誤りをいうものであり、単なる法令違反の主張に帰し、適法な上告理由にあたらない(なお、被告人が、Aまたはその得意先の者において不特定の多数人に観覧せしめるであろうことを知りながら、本件の猥せつ映画フイルムを右Aに貸与し、Aからその得意先であるBに右フイルムが貸与され、Bにおいてこれを映写し十数名の者に観覧させて公然陳列するに至つたという本件事案につき、被告人は正犯たるBの犯行を間接に幇助したものとして、従犯の成立を認めた原判決の判断は相当である。)。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四四年七月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健 —	・郎